

あかしジェンダー平等の推進に関する条例の概要

目的 (第1条)

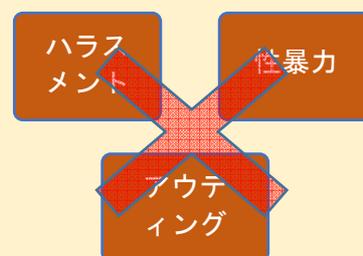
性別等による不平等がなく、市民それぞれが自分の意思で生き方を選ぶことができ、すべての人が個性及び能力を十分に発揮することができる社会を実現すること。

基本理念 (第3条)

- ① 個人の尊重と性別にかかわらず個性や能力を発揮することができる環境整備
- ② 性別等による差別、性暴力等の禁止
- ③ 性別による固定的な役割分担等を反映した制度や慣行の見直し
- ④ あらゆる場におけるすべての人の意思決定過程への参画保障
- ⑤ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の尊重

性別等に起因する権利侵害の禁止 (第8条)

- ① セクシュアル・ハラスメント、婚姻・妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントの禁止
- ② 配偶者、パートナー、交際相手への身体的・精神的・経済的・性的な暴力行為の禁止
- ③ アウティング（本人の同意なく性自認や性的指向を公にすること）の禁止



意思決定過程におけるジェンダー平等施策 (第9条～第18条)

性別等にかかわらず、誰もがあらゆる場における意思決定過程に参画できる機会が保障されることとし、「意思決定過程におけるジェンダー平等」を進めるための目標を設定

→特別職、市職員、審議会等、政治分野、事業者、協働のまちづくり推進地域など



その他のジェンダー平等施策 (第19条～第24条)

上記「意思決定過程への参画」以外で進めようとする具体的な施策を例示

→教育、防災、家庭・社会、職場のテーマなど



推進体制の整備 (第25条～第26条)

上記の様々な施策を総合的かつ計画的に進めるために、推進計画を策定・公表し、計画に沿って施策を推進するための体制を整備する

